

での間、1日につき次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該旧指定知的障害者更生施設が、入所者から当該入所者が受けた指定旧法施設支援に係る利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の利用者負担額を超える金額を徴収した場合にはあっては、加算しない。

算式

(加算算定基準数 - 実利用延べ日数) × 当該旧指定知的障害者更生施設における区分Aの所定単位数 ÷ 実利用延べ日数

2 入院・外泊時加算

入所者（入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。以下この2において同じ。）が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所者に対して外泊を認めた場合に、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数（地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

- イ 入所定員が10人の場合 320単位
- ロ 入所定員が11人以上20人以下の場合 320単位
- ハ 入所定員が30人以上40人以下の場合 320単位
- ニ 入所定員が41人以上60人以下の場合 320単位
- ホ 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位
- ヘ 入所定員が91人以上の場合 252単位

3 入所時特別支援加算

新たに入所者を受け入れた場合、入所した日から起算して30日以内の期間について、入所時特別支援加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき71単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき97単位を加算する。

4 退所時特別支援加算 2,097単位

注 入所期間が1月を超えると見込まれる入所者の退所に先立って、指定知的障害者施設基準第2章第2節の規定により旧指定知的障害者更生施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者（以下この第4において「旧指定知的障害者更生施設従業者」という。）が、当該入所者に対して退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該入所者が退所後生活する居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、入所中1回を限度として所定単位数を加算し、入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、通所による入所者が、退所後に他の社会福祉施設に通所する場合には、加算しない。

5 自活訓練加算（1日につき）

- イ 自活訓練加算(I) 370単位
- ロ 自活訓練加算(II) 469単位

注1 旧指定知的障害者入所更生施設の管理者の意見に基づき、6月間程度の個別訓練を行うことにより地域社会で自活することが可能であると市町村が認めた入所者（知的障害者に限る。）に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者入所更生施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する自活に必要な訓練（注2及び注3において「自活訓練」という。）を行った場合に、当該入所者1人につき180日間を限度として所定単位数を加算する。

2 イについては、ロ以外の場合に、ロについては、自活訓練を行うための居室を、それ以外の居室がある建物の同一敷地内に確保することが困難であって、当該建物に隣接した借家等において自活訓練を行った場合に、それぞれ所定単位数を加算する。

3 同一の入所者について、同一の支給決定の有効期間（法第23条に規定する支給決定の有効期間をいう。以下同じ。）中1回（さらに継続して自活訓練を行う必要があると認められる入所者については、2回）を限度として加算する。

6 訪問支援特別加算

- イ 所要時間1時間未満の場合 187単位
- ロ 所要時間1時間以上の場合 280単位

注 旧指定知的障害者更生施設において継続して通所による指定旧法施設支援を利用する入所者について、連続した5日間、当該通所による指定旧法施設支援の利用がなかった場合において、旧指定知的障害者更生施設従業者が、施設支援計画（指定知的障害者施設基準第19条第1項に規定する施設支援計画をいう。以下この第4から第6までにおいて同じ。）に基づき、あらかじめ当該入所者の同意を得て、当該入所者の居宅を訪問して当該旧指定知的障害者更生施設における指定旧法施設支援に係る相談援助等を行った場合に、1月につき2回を限度として、当該指定旧法施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

7 入院時特別支援加算

- イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2の入院・外泊時加算が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が7日未満の場合 561単位
- ロ 当該月における入院期間の日数の合計が7日以上の場合 1,122単位

注 家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所者（入所による指定旧法施設支援を受けている者に限る。）が病院又は診療所（当該旧指定知的障害者更生施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定知的障害者更生施設従業者が、施設支援計画に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

8 利用者負担上限額管理加算 150単位

注 旧指定知的障害者更生施設が通所による入所者について利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。

9 栄養管理体制加算

- イ 旧指定知的障害者入所更生施設
 - (1) 栄養管理体制加算(I)
 - (一) 入所定員が41人以上60人以下の場合 24単位
 - (二) 入所定員が61人以上90人以下の場合 17単位
 - (三) 入所定員が91人以上の場合 12単位
 - (2) 栄養管理体制加算(II)
 - (一) 入所定員が41人以上60人以下の場合 22単位
 - (二) 入所定員が61人以上90人以下の場合 15単位
 - (三) 入所定員が91人以上の場合 11単位
 - (3) 栄養管理体制加算(III)
 - (一) 入所定員が41人以上60人以下の場合 12単位
 - (二) 入所定員が61人以上90人以下の場合 8単位
 - (三) 入所定員が91人以上の場合 6単位
- ロ 旧指定知的障害者通所更生施設
 - (1) 栄養管理体制加算(I)
 - (一) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 30単位
 - (二) 通所による入所者の定員が61人以上の場合 21単位
 - (2) 栄養管理体制加算(II)
 - (一) 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合 16単位
 - (二) 通所による入所者の定員が61人以上の場合 11単位